

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案新旧対照条文目次

一	競馬法（昭和二十三年法律第一百五十八号）	（第一条関係）	1
二	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）	（第二条関係）	23
三	国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）	（附則第十四条関係）	35
四	行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三百三十九号）	（附則第十五条関係）	36
五	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）	（附則第十五条関係）	37
六	独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十九号）	（附則第十五条関係）	38
七	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）	（附則第十九条関係）	39

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条） 第二章 中央競馬（第二条―第十八条） 第三章 地方競馬（第十九条―第二十三条の四十六） 第四章 雑則（第二十四条―第二十九条の二） 第五章 罰則（第三十条―第三十四条） 附則 （競馬の実施に関する事務の委託） 第二十一条 都道府県又は指定市町村は、政令で定めるところにより、競馬の実施に関する事務を他の都道府県若しくは市町村、日本中央競馬会、<u>地方競馬全国協会</u>又は私人に委託することができる。 （交付金の特例） 第二十三条の二 （略） 2 （略） 3 特例期間は、<u>五年</u>を超えることができないものとし、特例期限は、特例期間の終了の日の翌日から起算して十年を超えることができないものとする。	目次 第一章 総則（第一条） 第二章 中央競馬（第二条―第十八条） 第三章 地方競馬（第十九条―第二十三条の三十七） 第四章 雑則（第二十四条―第二十九条の二） 第五章 罰則（第三十条―第三十四条） 附則 （競馬の実施に関する事務の委託） 第二十一条 都道府県又は指定市町村は、政令で定めるところにより、競馬の実施に関する事務を他の都道府県若しくは市町村、日本中央競馬会又は私人に委託することができる。 （交付金の特例） 第二十三条の二 （略） 2 （略） 3 特例期間は、<u>三年</u>を超えることができないものとし、特例期限は、特例期間の終了の日の翌日から起算して十年を超えることができないものとする。

4 第二項の規定による協議をしようとする都道府県又は指定市町村は、農林水産省令で定めるところにより、その競馬の事業の収支の状況及びその改善に必要な方策その他の農林水産省令で定める事項を定めた事業収支改善計画を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

第二十三条の三 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、地方競馬全国協会が意見を述べようとするときは、あらかじめ、第二十三条の十七第一項の運営委員会の議決を経なければならない。

4 (略)

第二十三条の六 (略)

2 (略)

3 前項の規定による協議は、特例期間の終了後一年以内にしなければならない。

4～6 (略)

(競馬活性化計画の認定)

第二十三条の七 都道府県又は指定市町村は、共同して、農林水産省令で定めるところにより、競馬の実施に関する相互の連携の促進そ

4 第二項の規定による協議をしようとする都道府県又は指定市町村は、農林水産省令で定めるところにより、その競馬の事業の収支の状況及びその改善に必要な方策その他の農林水産省令で定める事項を定めた事業収支改善計画を作成し、当該都道府県又は当該指定市町村の議会の議決を経て、農林水産大臣に提出しなければならない。

第二十三条の三 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、地方競馬全国協会が意見を述べようとするときは、地方競馬全国協会の会長は、あらかじめ、第二十三条の二十六第一項の評議員会の意見を聴かなければならない。

4 (略)

第二十三条の六 (略)

2 (略)

3 前項の規定による協議は、当該都道府県又は当該指定市町村の議会の議決を経て、特例期間の終了後一年以内にしなければならない。

4～6 (略)

(競馬連携計画の認定)

第二十三条の七 都道府県又は指定市町村は、共同して、農林水産省令で定めるところにより、競馬の実施に関し相互に連携を図り、そ

その他の地方競馬の活性化に資する方策を実施することによりその事業の収支の改善を図るための計画（以下「競馬活性化計画」という。）を作成し、農林水産大臣の認定を申請することができる。

2 競馬活性化計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 競馬活性化計画の目標

二 競馬活性化計画の期間

三 競馬活性化計画の実施による当該都道府県又は当該指定市町村ごとの競馬の事業の収支の改善の程度を示す指標

四 当該都道府県又は当該指定市町村が地方競馬全国協会による調整又は助言に基づいて行う当該都道府県又は当該指定市町村間の競走の編成又は出走の条件についての調整その他の競走の魅力を高めるために必要な措置に関する事項

五 当該都道府県又は当該指定市町村が単独で又は共同して行う競馬の実施に必要な施設又は設備の設置の事業その他の地方競馬の活性化に資する事業に関する事項

六 競馬活性化計画の実施を促進するために必要な協議を行うために当該都道府県又は当該指定市町村が組織する協議会に関する事項その他の競馬活性化計画の実施に必要な事項

七 （略）

3 農林水産大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた競馬活性化計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 競馬活性化計画の期間が五年以内であること。

二 競馬活性化計画の実施により、当該都道府県又は当該指定市町村

の事業の収支の改善を図るための計画（以下「競馬連携計画」という。）を作成し、農林水産大臣の認定を申請することができる。

2 競馬連携計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 競馬連携計画の目標

二 競馬連携計画の期間

三 競馬連携計画の実施による当該都道府県又は当該指定市町村ごとの競馬の事業の収支の改善の程度を示す指標

四 当該都道府県又は当該指定市町村間の競走の編成その他についての調整に関する事項

五 当該都道府県又は当該指定市町村が共同して行う競馬の実施に必要な施設又は設備の設置の事業その他の事業に関する事項

六 競馬連携計画の実施を促進するために必要な協議を行うために当該都道府県又は当該指定市町村が組織する協議会に関する事項その他の競馬連携計画の実施に必要な事項

七 （略）

3 農林水産大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた競馬連携計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 競馬連携計画の期間が五年以内であること。

二 競馬連携計画の実施により、当該都道府県又は当該指定市町村

村の競馬の事業の収支の改善が相当程度見込まれること。

三 競馬活性化計画に当該都道府県又は当該指定市町村が単独で行う事業に関する事項が定められている場合にあっては、当該事業が競馬の実施に関する相互の連携の促進その他地方競馬の活性化に資するものであること。

4 農林水産大臣は、第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、地方競馬全国協会の意見を聴かなければならない。

5 前項の場合において、地方競馬全国協会が意見を述べようとするときは、あらかじめ、第二十三条の十七第一項の運営委員会の議決を経なければならない。

6 (略)

(競馬活性化計画の変更等)

第二十三条の八 前条第一項の認定を受けた都道府県又は指定市町村(次項及び第二十三条の三十六第一項第八号において「認定都道府県等」という。)は、当該認定に係る競馬活性化計画を変更しようとするときは、共同して、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、認定都道府県等が当該認定に係る競馬活性化計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定競馬活性化計画」という。)に従つて競馬の事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項から第六項までの規定は第一項の規定による変更の認

の競馬の事業の収支の改善が相当程度見込まれること。

4 (略)

(競馬連携計画の変更等)

第二十三条の八 前条第一項の認定を受けた都道府県又は指定市町村(次項及び第二十三条の二十八第一項第五号において「認定都道府県等」という。)は、当該認定に係る競馬連携計画を変更しようとするときは、共同して、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、認定都道府県等が当該認定に係る競馬連携計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定競馬連携計画」という。)に従つて競馬の事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は第一項の規定による変更の認定に

定について、同条第六項の規定は前項の規定による認定の取消しについて準用する。

(定款)

第二十三条の十六 協会は、定款をもつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資産に関する事項
- 五 運営委員会の委員の選任及び解任その他運営委員会に関する事項

六 評議員会に関する事項

七 役員に関する事項

八 業務及びその執行に関する事項

九 財務及び会計に関する事項

十 公告の方法

2 定款の変更は、農林水産大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(運営委員会の設置及び組織)

第二十三条の十七 協会に、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、委員九人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

ついで、同条第四項の規定は前項の規定による認定の取消しについて準用する。

- 一 競馬を行う都道府県及び指定市町村（第二十三条の十九第一項において「競馬を行う都道府県等」という。）の長 七人以内
- 二 学識経験を有する者 二人以内

（運営委員会の権限）

第二十三条の十八 この法律で別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 業務方法書の作成及び変更
- 三 予算及び決算
- 四 事業計画の作成及び変更
- 五 第二十三条の三十六第一項第五号に掲げる業務の実施に関する方針の決定又は変更
- 六 その他定款で定める事項

（運営委員会の委員）

第二十三条の十九 委員は、定款で定めるところにより、競馬を行う都道府県等の長をもつて構成する会議（第二十三条の二十二において「会議」という。）が選任する。

2 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 第二十三条の十七第三項第一号に掲げる委員は、その都道府県若しくは指定市町村の長でなくなつたとき、又はその都道府県若しく

は指定市町村が競馬の事業からの撤退をしたときは、その職を失うものとする。

(運営委員会の委員長)

第二十三条の二十 運営委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長のあらかじめ指定する委員がその職務を行う。

(委員の欠格条項)

第二十三条の二十一 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三条の十七第三項第一号に掲げる委員となることができない。

一 破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

三 この法律又は日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

四 地方競馬に係る馬主の登録を受けている者

五 協会に対する物品の売買、施設若しくは役務の提供若しくは工事の請負を業とする者であつて協会と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる

名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

2 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三条の十七第三項第

二号に掲げる委員となることができない。

一 前項各号に掲げる者

二 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

（委員の解任）

第二十三条の二十二 会議は、定款で定めるところにより、委員が前条の規定により委員となることができない者に該当するに至ったときは、その委員を解任しなければならない。

2 会議は、定款で定めるところにより、委員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったとき、その他委員たるに適しないと認めるときは、その委員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

（委員の公務員たる性質）

第二十三条の二十三 委員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（役員）

第二十三条の二十四 協会に、役員として、理事長一人、副理事長一

（役員）

第二十三条の十六 協会に、役員として、会長一人、副会長一人、理

人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第二十三条の二十五 理事長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐して協会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して協会の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 (略)

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、運営委員会、理事長又は農林水産大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命及び任期)

第二十三条の二十六 理事長及び監事は、運営委員会が農林水産大臣の認可を受けて任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が農林水産大臣の認可を受けて任命する。

3 理事長は、前項の規定により副理事長及び理事を任命しようとするときは、運営委員会の同意を得なければならない。

4 理事長及び副理事長の任期は三年とし、理事及び監事の任期は二

事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第二十三条の十七 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行う。

4 (略)

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は農林水産大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命及び任期)

第二十三条の十八 会長及び監事は、農林水産大臣が任命する。

2 副会長及び理事は、会長が農林水産大臣の認可を受けて任命する。

3 会長及び副会長の任期は三年とし、理事及び監事の任期は二年と

年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（削る。）

5 第二十三条の十九第三項の規定は、役員について準用する。

（役員の欠格条項）

第二十三条の二十七 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 第二十三条の二十一第一項各号に掲げる者

二 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

する。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第二十三条の十九 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

三 この法律又は日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

四 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

五 地方競馬に係る馬主の登録を受けている者

六 協会に対する物品の売買、施設の提供若しくは工事の請負を業とする者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

（役員の解任）

第二十三条の二十八 運営委員会又は理事長は、それぞれその任命に

（役員の解任）

第二十三条の二十 農林水産大臣又は会長は、それぞれその任命に係

係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 運営委員会又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が、次の各号のいずれかに該当するに至つたとき、その他役員たるに適しな
いと認めるときは、農林水産大臣の認可を受けて、その役員を解任
することができる。

一・二 (略)

3 理事長は、前項の規定により役員を解任しようとするときは、運
営委員会の同意を得なければならない。

4 役員が第二項各号のいずれかに該当するに至つたときは、農林水
産大臣は、運営委員会又は理事長に対し、期間を指定して、それぞ
れその任命に係る役員を解任すべきことを命ずることができる。

5 運営委員会が前項の命令に違反したときは、農林水産大臣は、同
項の命令に係る理事長又は監事を解任することができる。

第二十三条の二十九 (略)

(代表権の制限)

第二十三条の三十 協会と理事長との利益が相反する事項については
、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表
する。

(代理人の選任)

第二十三条の三十一 理事長は、副理事長、理事又は協会の職員のうち

る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当する
に至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林水産大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が、次の
各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しな
いと認めるときは、その役員を解任することができる。

一・二 (略)

3 会長は、前項の規定により役員を解任しようとするときは、あら
かじめ、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

第二十三条の二十一 (略)

(代表権の制限)

第二十三条の二十二 協会と会長との利益が相反する事項については
、会長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表す
る。

(代理人の選任)

第二十三条の二十三 会長は、副会長、理事又は協会の職員のうちか

ちから、協会の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十三条の三十二 協会の職員は、理事長が任命する。

(削る。)

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十三条の三十三 第二十三条の二十三の規定は、協会の役員及び職員について準用する。

(評議員会)

第二十三条の三十四 (略)

2 評議員会は、理事長の諮問に応じ、協会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 理事長は、次に掲げる事項については、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

一 定款の変更

二 業務方法書の作成及び変更

ら、協会の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十三条の二十四 協会の職員は、会長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十三条の二十五 協会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(評議員会)

第二十三条の二十六 (略)

2 評議員会は、この法律によりその所掌事務に属させた事項を処理するほか、会長の諮問に応じ、協会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

三 予算及び決算

四 事業計画の作成及び変更

4 評議員会は、協会の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べるができる。

(評議員)

第二十三条の三十五 評議員会は、評議員十二人以内で組織する。

2 評議員は、学識経験を有する者のうちから、理事長が農林水産大臣の認可を受けて任命する。

3 (略)

4 第二十三条の十九第三項及び第二十三条の二十八第二項の規定は、評議員について準用する。

(業務の範囲)

第二十三条の三十六 協会は、第二十三条の十に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 四 (略)

五 競馬の開催回数、一回の開催日数、開催の日取り及び競走の編成その他競馬の開催に関し、都道府県若しくは指定市町村間における必要な調整を行い、又は都道府県若しくは指定市町村に対して必要な助言を行うこと。

六 都道府県又は指定市町村が共同して利用する競馬の事業のための施設又は設備の設置又は整備(第二十三条の三十八第二項第四号において「設置等」という。)を行うこと。

3 評議員会は、協会の業務の運営につき、会長に対して意見を述べることができる。

(評議員)

第二十三条の二十七 評議員会は、評議員二十五人以内で組織する。

2 評議員は、関係行政機関の職員及び学識経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する。

3 (略)

4 第二十三条の十八第四項及び第二十三条の二十第二項の規定は、評議員について準用する。

(業務の範囲)

第二十三条の二十八 協会は、第二十三条の十に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 四 (略)

七| 地方競馬に関する調査及び研究を行うこと。

八| 認定都道府県等が認定競馬活性化計画に基づいて行う事業につきその経費を補助すること。

九| 十二 (略)

2| 協会は、前項に掲げる業務のほか、第二十一条の規定により委託を受けて競馬の実施に関する事務を行うことができる。

3| 協会は、第一項第十二号に掲げる業務又は前項の業務を行おうとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

(補助の業務の適正な実施)

第二十三条の三十七 協会は、前条第一項第九号の規定による補助(次項において「補助」という。)を公正かつ効率的に行わなければならない。

2| 協会から補助を受けて事業を行う者は、次条第一項の認可を受けた業務方法書及び当該補助の目的に従つて誠実に当該事業を行わなければならない。

(業務方法書)

第二十三条の三十八 (略)

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三| 第二十三条の三十六第一項第五号に掲げる業務に関する事項

四| 第二十三条の三十六第一項第六号に掲げる業務に係る設置等の

五| 認定都道府県等が認定競馬連携計画に基づいて行う事業につきその経費を補助すること。

六| 九 (略)

2| 協会は、前項第九号に掲げる業務を行おうとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第二十三条の二十九 (略)

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

対象となる施設又は設備の範囲及び当該設置等の方法

五 第二十三条の三十六第一項第八号及び第九号に掲げる業務に係る補助の対象となる事業の選定の基準、当該補助の申請及び決定の手續その他当該補助の方法

六 第二十三条の三十六第二項の業務を行う場合には、当該業務に關する事項

七 其他農林水産省令で定める事項
(削る。)

第二十三条の三十九 (略)

(予算等の認可)

第二十三条の四十 (略)
(削る。)

第二十三条の四十一 (略)

(交付金の使途)

第二十三条の四十二 協会は、一号交付金として交付を受けた金額に相当する金額(その運用又は使用に伴い生ずる収入金に相当する金額を含む。)を次に掲げる業務以外の業務に必要な経費に充てて運

三 前条第一項第五号及び第六号に掲げる業務に係る補助の対象となる事業の選定の基準及び当該補助の方法

四 其他農林水産省令で定める事項

3 第一項の規定により業務方法書を作成し、又はこれを変更するに当たつては、会長は、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

第二十三条の三十 (略)

(予算等の認可)

2 第二十三条の二十九第三項の規定は、前項の規定による予算及び事業計画の作成及び変更について準用する。

第二十三条の三十二 (略)

(交付金の使途)

第二十三条の三十三 協会は、一号交付金として交付を受けた金額に相当する金額(その運用又は使用に伴い生ずる収入金に相当する金額を含む。)を次に掲げる業務以外の業務に必要な経費に充てて運

用し、又は使用してはならない。

一 第二十三条の三十六第一項第九号に掲げる業務その他畜産の振興に資するため必要な業務

二 第二十三条の三十六第一項第十号に掲げる業務（一号交付金に係るものに限る。）

三（略）

（区分経理）

第二十三条の四十三 協会は、次の各号に掲げる経理については、他の経理と区分し、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該各号に定める勘定を設けて整理しなければならない。

一（略）

二 第二十三条の三十六第一項第六号及び第八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理 競馬活性化勘定

第二十三条の四十四〜第二十三条の四十六（略）

（競馬の停止）

第二十四条の二（略）

2 農林水産大臣は、第三条の二又は第二十一条の規定により競馬の実施に関する事務の委託を受けた市町村（指定市町村を除く。）若しくは私人（以下「競馬事務受託者」という。）又は協会（以下「競馬事務受託者等」という。）が、当該委託に係る事務の執行として、この法律又はこの法律に基づいて発する命令に違反して競馬の

用し、又は使用してはならない。

一 第二十三条の二十八第一項第六号に掲げる業務その他畜産の振興に資するため必要な業務

二 第二十三条の二十八第一項第七号に掲げる業務（一号交付金に係るものに限る。）

三（略）

（区分経理）

第二十三条の三十四 協会は、次の各号に掲げる経理については、他の経理と区分し、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該各号に定める勘定を設けて整理しなければならない。

一（略）

二 第二十三条の二十八第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理 競馬連携勘定

第二十三条の三十五〜第二十三条の三十七（略）

（競馬の停止）

第二十四条の二（略）

2 農林水産大臣は、第三条の二又は第二十一条の規定により競馬の実施に関する事務の委託を受けた市町村（指定市町村を除く。）又は私人（以下「競馬事務受託者」という。）が、当該委託に係る事務の執行として、この法律又はこの法律に基づいて発する命令に違反して競馬の実施に関する事務を行つた場合には、当該競馬事務受

実施に関する事務を行った場合には、当該競馬事務受託者等に対し、委託に係る競馬の実施に関する事務の執行の停止を命ずることができる。

3 (略)

(競馬等の監督)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 農林水産大臣は中央競馬及び地方競馬について、都道府県知事は指定市町村の行う競馬について、当該競馬が開催されている場合において必要があるときは、その職員に、当該競馬場又は当該競馬に関係がある事務所その他の施設に立ち入り、日本中央競馬会、都道府県、指定市町村又は競馬事務受託者等に対し、競馬場内の秩序を維持し、その他競馬の公正を確保するため必要な事項を指示させることができる。

4・5 (略)

第三十二条の七 第二十三条の四十二の規定に違反する行為があつた場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十二条の九 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

(託者に対し、委託に係る競馬の実施に関する事務の執行の停止を命ずることができる。)

3 (略)

(競馬等の監督)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 農林水産大臣は中央競馬及び地方競馬について、都道府県知事は指定市町村の行う競馬について、当該競馬が開催されている場合において必要があるときは、その職員に、当該競馬場又は当該競馬に関係がある事務所その他の施設に立ち入り、日本中央競馬会、都道府県、指定市町村又は競馬事務受託者等に対し、競馬場内の秩序を維持し、その他競馬の公正を確保するため必要な事項を指示させることができる。

4・5 (略)

第三十二条の七 第二十三条の三十三の規定に違反する行為があつた場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十二条の九 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第二十三条の三十六第一項及び第二項の業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十三条の四十三の規定に違反したとき。

五 第二十三条の四十五第二項の規定による農林水産大臣の命令に違反したとき。

附 則

(給付金の交付等)

第五条 日本中央競馬会は、日本中央競馬会法第十九条に規定する業務のほか、当分の間、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けて、次の各号に掲げる金額を、当該各号に定める者に対し、交付することができる。

一 当該競走に対する当該勝馬投票法の種類ごとの勝馬投票券の売得金の額に政令で定める率を超えない範囲内の率を乗じて得た額（勝馬が複数あるときは、当該額を勝馬の数で除した額）を当該勝馬に対する各勝馬投票券に按分した額に相当する金額（以下この条において「一号給付金」という。） 当該勝馬投票の的中者

二 第七条第一項から第三項までの規定により算出した金額が、勝馬投票券の券面金額以下となる場合（第十条第一項の端数切捨てにより勝馬投票券の券面金額となる場合を含む。）において、当該勝馬に対する各勝馬投票券につき、その券面金額の十分の一に相当する金額（以下この条において「二号給付金」という。） 当該勝馬投票の的中者

三 第二十三条の二十八第一項に掲げる業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十三条の三十四の規定に違反したとき。

五 第二十三条の三十六第二項の規定による農林水産大臣の命令に違反したとき。

附 則

2 一 号給付金を交付する場合において、前項第一号の規定によつて算出した金額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

3 二 号給付金は、当該二 号給付金の交付の対象となる勝馬投票法の種類ごとの払戻金の総額に当該勝馬投票法の種類ごとの二 号給付金の総額を加算した額が当該勝馬投票法の種類ごとの勝馬投票券の売得金の額を超える場合は、交付してはならない。

4 一 号給付金又は二 号給付金を交付する場合において、当該一 号給付金又は当該二 号給付金に係る債権は、六十日間行わないときは、時効によつて消滅する。

5 第一項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、日本中央競馬会法第二十九条の二第一項及び第五項中「第十九条第三項及び第四項」とあるのは「第十九条第三項及び第四項並びに競馬法附則第五条第一項」と、同法第四十条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条又は競馬法附則第五条第一項」とする。

第六条 都道府県又は指定市町村は、当分の間、その競馬の事業の収支の状況からみて、競馬の円滑な実施に支障がないものと認められるときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けて、次の各号に掲げる金額を、当該各号に定める者に対し、交付することができる。

一 当該競走に対する当該勝馬投票法の種類ごとの勝馬投票券の売得金の額に政令で定める率を超えない範囲内の率を乗じて得た額（勝馬が複数あるときは、当該額を勝馬の数で除した額）を当該

勝馬に対する各勝馬投票券に按分した額に相当する金額（次項において「一号給付金」という。） 当該勝馬投票の的中者

- 2| 二 第七条第一項から第三項までの規定により算出した金額が、勝馬投票券の券面金額以下となる場合において、当該勝馬に対する各勝馬投票券につき、その券面金額の十分の一に相当する金額（次項において「二号給付金」という。） 当該勝馬投票の的中者
- 2| 前条第三項の規定は二号給付金について、同条第四項の規定は一号給付金及び二号給付金について準用する。

（特定事業収支改善措置を実施した都道府県又は指定市町村に対する還付）

- 第七条 都道府県又は指定市町村は、その競馬の事業の収支が著しく不均衡な状況にあり、又は著しく不均衡な状況となることが確実であると見込まれるため、農林水産省令で定めるところにより、競馬場の改修その他の競馬の事業の収支の改善を図る措置として農林水産省令で定めるもの（以下この項において「特定事業収支改善措置」という。）の実施以外の方法によつてはその競馬の事業の収支の改善を図ることが困難であると農林水産大臣が認めた場合において、平成二十年度から平成二十四年度までの間の各年度において特定事業収支改善措置を実施したときは、当該特定事業収支改善措置に要した費用の額について、農林水産省令で定めるところにより、当該特定事業収支改善措置を実施した年度（次項において「実施年度」という。）の翌年度に農林水産大臣の認定を受けることができる。

- 2| 協会は、農林水産省令で定めるところにより、前項の認定を受けた

都道府県又は指定市町村（以下この項において「認定都道府県等」という。）の申請により、実施年度に当該認定都道府県等が開催した競馬に係る一号交付金のうち前項の認定を受けた額（その額が実施年度において当該認定都道府県等が開催した競馬に係る一号交付金の合計額の三分の一を超える場合は、当該合計額の三分の一）に相当する金額を還付しなければならない。

（協会の行う業務に必要な資金の確保）

第八条 協会は、平成十七年度から平成二十四年度までに限り、第二十三条の四十二の規定にかかわらず、第二十三条の三十六第一項第六号及び第八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に必要な経費の財源に充てるため、農林水産大臣の承認を受けた金額を畜産振興勘定から競馬活性化勘定に繰り入れることができる。

2 日本中央競馬会は、平成十七事業年度から平成二十四事業年度までに限り、日本中央競馬会法第二十九条の二第五項の規定にかかわらず、協会が行う次に掲げる業務に必要な経費の財源に充てるため、同条第一項の特別振興資金からそれぞれ農林水産大臣の定める金額を協会に交付するものとする。

一 第二十三条の三十六第一項第六号及び第八号に掲げる業務

二 競走馬生産振興業務（地方競馬の事業からの撤退、認定競馬活性化計画の実施その他の地方競馬をめぐる情勢の変化に対応して行う競走馬の生産の振興に資するための事業につきその経費を補助する業務をいう。次条において同じ。）

（協会の行う業務に必要な資金の確保）

第五条 協会は、平成十七年度から平成二十一年度までに限り、第二十三条の三十三の規定にかかわらず、第二十三条の二十八第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に必要な経費の財源に充てるため、農林水産大臣の承認を受けた金額を畜産振興勘定から競馬連携勘定に繰り入れることができる。

2 日本中央競馬会は、平成十七事業年度から平成二十一年事業年度までに限り、日本中央競馬会法第二十九条の二第五項の規定にかかわらず、協会が行う次に掲げる業務に必要な経費の財源に充てるため、同条第一項の特別振興資金からそれぞれ農林水産大臣の定める金額を協会に交付するものとする。

一 第二十三条の二十八第一項第五号に掲げる業務

二 競走馬生産振興業務（地方競馬の事業からの撤退、認定競馬連携計画の実施その他の地方競馬をめぐる情勢の変化に対応して行う競走馬の生産の振興に資するための事業につきその経費を補助する業務をいう。次条において同じ。）

(競走馬生産振興業務に係る勘定)

第九条 協会は、政令で定める期限までの間、第二十三条の四十三の規定にかかわらず、競走馬生産振興業務及びこれに附帯する業務に係る経理については、他の経理と区分し、特別の勘定（次項及び第三項において「競走馬生産振興勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

2 前項の規定により競走馬生産振興勘定が設けられる場合には、第二十三条の四十三第一号中「業務」とあるのは「業務（競走馬生産振興業務及びこれに附帯する業務を除く。）」と、第三十二条の九第四号中「第二十三条の四十三」とあるのは「第二十三条の四十三又は附則第九条第一項」とする。

3
(略)

(総務省設置法の適用除外)

第十条 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）の施行後においては、協会については、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定並びに同条第十九号及び第二十一号の規定（同条第十九号二に掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）は、適用しない。

(競走馬生産振興業務に係る勘定)

第六条 協会は、政令で定める期限までの間、第二十三条の三十四の規定にかかわらず、競走馬生産振興業務及びこれに附帯する業務に係る経理については、他の経理と区分し、特別の勘定（次項及び第三項において「競走馬生産振興勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

2 前項の規定により競走馬生産振興勘定が設けられる場合には、第二十三条の三十四第一号中「業務」とあるのは「業務（競走馬生産振興業務及びこれに附帯する業務を除く。）」と、第三十二条の九第四号中「第二十三条の三十四」とあるのは「第二十三条の三十四又は附則第六条第一項」とする。

3
(略)

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条―第六条） 第二章 管理（第七条―第十八条） 第三章 業務（第十九条―第二十二條） 第四章 会計（第二十三条―第三十条） 第五章 監督（第三十一条―第三十四条） 第六章 雑則（第三十五条・第三十六条） 第七章 罰則（第三十七条―第四十一条） 附則 第二章 管理 （定款） 第七条 競馬会の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 い。 一、四 （略） 五、 経営委員会に関する規定 六、 （略） （削る。） 七 （略） （削る。）	目次 第一章 総則（第一条―第六条） 第二章 管理（第七条―第十九条） 第三章 業務（第二十條―第二十二條） 第四章 会計（第二十三条―第三十条） 第五章 監督（第三十一条―第三十四条） 第六章 雑則（第三十五条・第三十六条） 第七章 罰則（第三十七条―第四十一条） 附則 第二章 管理 （定款） 第七条 競馬会の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 い。 一、四 （略） 五、 （略） 六、 理事会に関する規定 七、 （略） 七の二 審査会に関する規定

八〇十 (略)

十一〇十三 (略)

2 (略)

(規約)

第八条 競馬会は、定款で定められている事項を除き、次に掲げる事項については、規約で定めなければならない。

一〇五 (略)

(削る。)

2 競馬会は、規約を定めようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の規定は、規約の変更について準用する。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

(経営委員会の設置)

第八条の二 競馬会に、経営委員会を置く。

(経営委員会の権限)

第八条の三 経営委員会は、競馬会の経営の基本方針及び目標その他の業務の運営の重要事項を決定する。

2 次に掲げる事項は、経営委員会の議決を経なければならない。

一 予算及び事業計画
二 決算

八〇十 (略)

十二〇十二 (略)

2 (略)

(規約)

第八条 競馬会は、定款で定められている事項を除き、左に掲げる事項については、規約で定めなければならない。

一〇五 (略)

六 役員の給与並びに職員の任免及び給与に関する規定

2 競馬会は、規約を定めようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

三 定款の変更

四 規約の制定及び変更

五 役員及び職員の給与に関する規程の制定及び変更

六 その他経営委員会が特に必要と認める事項

3 経営委員会は、競馬会の経営の目標の達成状況の評価を行う。

4 経営委員会は、役員（監事を除く。）の職務の執行を監督する。

（経営委員会の組織）

第八条の四 経営委員会は、委員六人及び理事長で組織する。

2 経営委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、経営委員会の会務を総理する。

4 経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかねばならない。

（経営委員会の委員の任命）

第八条の五 経営委員会の委員は、競馬会の経営に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する。

（経営委員会の委員の任期）

第八条の六 経営委員会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 経営委員会の委員は、再任されることができる。

（経営委員会の委員の欠格条項）

第八条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、経営委員会の委員となることができない。

- 一 破産者で復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
- 三 この法律又は競馬法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
- 四 政府又は地方公共団体の職員（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含み、非常勤の者を除く。）
- 五 競馬会の役員又は職員
- 六 競馬会が行う競馬に関係する馬主
- 七 競馬会に対する物品の売買、施設若しくは役務の提供若しくは工事の請負を業とする者であつて競馬会と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員若しくはいかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権若しくは支配力を有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

（議決の方法）

第八条の八 経営委員会は、委員長又は第八条の四第四項に規定する委員長を代理する者のほか、委員及び理事長のうちから三人以上が

出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 経営委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 経営委員会は、競馬会の役員又は職員をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

(議事参加の制限)

第八条の九 理事長は、経営委員会が役員の給与に関する規程の制定及び変更について議決するときは、その議事に加わることができない。

(役員の職務及び権限)

第十条 (略)

2～4 (略)

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、経営委員会、理事長又は農林水産大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十一条 (略)

2 副理事長及び理事は、経営委員会の同意を得て、理事長が任命する。

(役員の任期)

第十二条 (略)

(役員の職務及び権限)

第十条 (略)

2～4 (略)

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林水産大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十一条 (略)

2 副理事長及び理事は、理事長が農林水産大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第十二条 (略)

2 第八条の六第一項ただし書及び第二項の規定は、理事長、副理事長、理事及び監事について準用する。
(削る。)

(役員の欠格条項)

第十三条 第八条の七(第五号を除く。)の規定は、理事長、副理事長、理事及び監事について準用する。

2 理事長、副理事長、理事及び監事は、再任されることができる。
3 理事長、副理事長、理事又は監事が欠けたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならない。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の欠格条項)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、理事長、副理事長、理事又は監事となることができない。

- 一 破産者で復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
- 三 この法律又は競馬法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
- 四 政府又は地方公共団体の職員(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含み、非常勤の者を除く。)
- 五 競馬会が行う競馬に係る馬主
- 六 競馬会に対する物品の売買、施設の提供若しくは工事の請負を業とする者又はこれらの者が法人であるときは、その役員若しくはいかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権若しくは支配力を有する者(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)

(削る。)

(運営審議会)

第十六条 (略)

2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、競馬会の業務の執行に関する重要事項を調査審議する。

3 理事長は、次に掲げる事項については、あらかじめ、運営審議会の意見を聴かなければならない。

一 予算及び事業計画

二 決算

三 定款の変更

四 規約(第八条第一項第五号に掲げる事項に係るものを除く。)の制定及び変更

4 運営審議会は、競馬会の業務の執行につき、理事長に対して意見を述べることができる。

第十七条 運営審議会は、委員十人で組織する。

2 運営審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、理事長が農林水

(理事会)

第十六条 左に掲げる事項は、理事長、副理事長及び理事をもつて構成する理事会の議決を経なければならない。

一 収支予算及び事業計画

二 収支決算

三 定款の変更

四 規約の設定及び変更

(運営審議会)

第十七条 (略)

2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、競馬会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 理事長は、前条に掲げる事項については、同条の議決前に、運営審議会の意見を聞かなければならない。

4 運営審議会は、競馬会の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

第十八条 運営審議会は、委員二十人で組織する。

2 運営審議会の委員は、左に掲げる者のうちから、農林水産大臣が

産大臣の認可を受けて任命する。

一、四 (略)

3 (略)

4 第八条の六第一項ただし書及び第二項の規定は、運営審議会の委員について準用する。

5 (略)

(削る。)

任命する。

一、四 (略)

3 (略)

4 第十二条第二項及び第三項の規定は、運営審議会の委員について準用する。

5 (略)

(審査会)

第十八条の二 競馬会に、審査会を置く。

2 競馬会は、次に掲げる処分を行おうとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

一 馬主の登録及びその抹消

二 調教師及び騎手の免許並びにその取消し

三 前二号に掲げる処分その他競馬会の行う処分であつて政令で定めるものについての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による異議申立てに対する決定

第十八条の三 審査会は、委員七人で組織する。

2 審査会の委員は、学識経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する。

3 第十二条第二項及び第三項並びに第十八条第三項の規定は、審査会の委員について準用する。

4 前条及び前三項に規定するもののほか、審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第十八条 (略)

第三章 業務

第十九条 (略)

(競馬会が行う処分)

第二十条 競馬会は、次に掲げる処分を行おうとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、法律に関し学識経験を有する者その他の農林水産省令で定める者の意見を聴かなければならない。

一 馬主の登録及びその抹消

二 調教師及び騎手の免許並びにその取消し

三 前二号に掲げる処分その他競馬会の行う処分であつて政令で定めるものについての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による異議申立てに対する決定

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第二十条の二 競馬会が第十九条第四項に規定する業務として交付する交付金については、競馬会を国とみなし、当該交付金を国が国以外の者に対して交付する補助金とみなして、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定（第二十三条の規定及びこれに係る罰則を除き、その他の罰則を含む）

第十九条 (略)

第三章 業務

第二十条 (略)

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第二十条の二 競馬会が前条第四項に規定する業務として交付する交付金については、競馬会を国とみなし、当該交付金を国が国以外の者に対して交付する補助金とみなして、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定（第二十三条の規定及びこれに係る罰則を除き、その他の罰則を含む）

む。)を準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。
。)中「各省各庁」とあるのは「日本中央競馬会」と、「各省各庁
の長」とあるのは「日本中央競馬会の理事長」と読み替えるものと
する。

第四章 会計

(特別振興資金)

第二十九条の二 競馬会は、第十九条第三項及び第四項に規定する業
務に関して、特別振興資金を設けるものとする。

2ゝ4 (略)

5 特別振興資金は、第二十五条の規定により運用する場合のほか、
政令で定めるところにより、第十九条第三項及び第四項に規定する
業務に必要な経費に充てる場合に限り、運用し、又は使用すること
ができる。

第五章 監督

(経営委員会への出席等)

第三十二条 競馬会の監督に関する事務をつかさどる農林水産省の職
員であつて農林水産大臣の指定したものは、競馬会の経営委員会そ
他の会議に出席して意見を述べることができる。

(経営委員会の委員及び役員等の解任)

。)を準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。
中「各省各庁」とあるのは「日本中央競馬会」と、「各省各庁の長
」とあるのは「日本中央競馬会の理事長」と読み替えるものとす
る。

第四章 会計

(特別振興資金)

第二十九条の二 競馬会は、第二十条第三項及び第四項に規定する業
務に関して、特別振興資金を設けるものとする。

2ゝ4 (略)

5 特別振興資金は、第二十五条の規定により運用する場合のほか、
政令で定めるところにより、第二十条第三項及び第四項に規定する
業務に必要な経費に充てる場合に限り、運用し、又は使用すること
ができる。

第五章 監督

(理事会への出席等)

第三十二条 競馬会の監督に関する事務をつかさどる農林水産省の職
員であつて農林水産大臣の指定したものは、競馬会の理事会その他
の会議に出席して意見を述べることができる。

(役員等の解任)

第三十三条 農林水産大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る経営委員会の委員又は役員が第八条の七各号（第十三条において第八条の七（第五号を除く。）の規定を準用する場合を含む。）のいずれかに該当するに至ったときは、その委員又は役員を解任しなければならない。

2 農林水産大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る経営委員会の委員又は役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったとき、その他委員又は役員たるに適しないと認めるときは、その委員又は役員を解任することができる。

一・二 （略）

3 前項に規定するもののほか、農林水産大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため競馬会の業務の運営状況が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

4 理事長は、前二項の規定により役員を解任しようとするときは、あらかじめ、経営委員会の同意を得なければならない。

5 第二項及び前項の規定は、運営審議会の委員の解任について準用する。この場合において、同項中「前二項」とあるのは「第二項」と、「経営委員会の同意を得なければ」とあるのは「農林水産大臣の認可を受けなければ」と読み替えるものとする。

第三十三条 農林水産大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が第十三条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林水産大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任することができる。

一・二 （略）

三 前二号に掲げる場合のほか、競馬会の役員として不適当と認められるとき。

3 理事長は、前項の規定により役員を解任しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

4 第二項の規定は、運営審議会及び審査会の委員の解任について準用する。

第七章 罰則

第三十七条 競馬会の経営委員会の委員又は役員若しくは職員が、その職務に関して、わいろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 (略)

第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした競馬会の役員又は職員を二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四・五 (略)

第七章 罰則

第三十七条 競馬会の役員若しくは職員又は審査会の委員が、その職務に関して、わいろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 (略)

第四十条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした競馬会の役員又は職員を二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第二十条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四・五 (略)

○ 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）（附則第十四条関係）

改正案				現行			
別表第一（第二十四条関係）				別表第一（第二十四条関係）			
名称	根拠法	名称	根拠法	名称	根拠法	名称	根拠法
（略）	（略）	（削る。）	（削る。）	（略）	（略）	地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第一百五十八号）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）
別表第二（第二十四条の二関係）				別表第二（第二十四条の二関係）			
名称	根拠法	名称	根拠法	名称	根拠法	名称	根拠法
地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第一百五十八号）	日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）	（略）	（略）	（略）	（略）

○ 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）（附則第十五条関係）

別表（第十二条関係）				改正案
名称	根拠法	(略)	(削る。)	
(略)	(略)	(略)	(削る。)	
別表（第十二条関係）				現行
名称	根拠法	(略)	地方競馬全国協会	
(略)	(略)	(略)	競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）	

○ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（附則第十五条関係）

別表第一（第二条関係）				改正案	
名称	根拠法	(略)	(略)	(削る。)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(削る。)	(略)
別表第一（第二条関係）				現行	
名称	根拠法	(略)	(略)	地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

○ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（附則第十五条関係）

改正案		別表（第二条関係）			
		名称	根拠法	(略)	(削る。)
現行		別表（第二条関係）			
		名称	根拠法	(略)	地方競馬全国協会 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（附則第十九条関係）

改正案	現行
（日本中央競馬会法の一部改正） 第三百四十条 日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。 第十八条を次のように改める。 （一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用） 第十八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、競馬会について準用する。	（日本中央競馬会法の一部改正） 第三百四十条 日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。 第十九条を次のように改める。 （一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用） 第十九条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、競馬会について準用する。